

第1章 法律の概要

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法律の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

(問2) 今回の改正により活動分野が追加されましたが、改正法の施行日以前から今回追加された活動を行っている場合、定款の変更を行う必要はありますか。

(答) 「観光の振興を図る活動」及び「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」については、観光の振興及び村おこし等の活動が我が国にとって重要な課題となっていることに鑑み、その活動をより一層促進させるため、特定非営利活動の類型の一つとして明示することとされたものです。

これらの活動を行う法人のうちには、「まちづくりの推進を図る活動」を行う法人として認証を受けているものも多いと考えられますが、これらの活動を、「まちづくりの推進を図る活動」ということは可能であり、定款変更をしないとその活動ができないわけではありませんが、より活動分野の種類を特定できるよう、「観光の振興を図る活動」や「農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動」への変更を申請することは、改正の趣旨にも合致するものであることから、改正法の施行に伴い、定款の変更を行うことが望ましいものと考えられます。

(問3) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになりますが、例えば△△丁目の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、不当な条件とならざるを得ないでしょう。

なお、社員の資格の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれるような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

(問4) 社員がかなりの人数(1,000人以上)いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされています

ので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

(問5) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

(問6) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

第2章 NPO法人の設立について

(問7) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法第16条)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問8) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

(問9) 代表権のない理事が、法人の名で行った行為については、法人は責任を負う必要があるのですか。

(答) すべての理事は、それぞれ法人を代表する権限を有しており、旧法においては、その権限を定款で制限しても、その制限は、代表権の制限を知らなかった第三者には主張(対抗)できませんでした(旧

法16②)。

しかし、改正法において組合等登記令(昭和39年政令第29号)の一部改正を行い、「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を登記すべき事項と定めた(附則第2条)ことにより、第三者に主張できることとなりました。

したがって、ある理事が代表権の制限に反した行為をした場合には、法人は原則として、その責任を負う必要はありません。

(問10) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(答) 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

(問11) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第10条第3項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になりますが、例えば客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであると考えられます。

(問12) 縦覧の開始後1カ月が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第3項の規定に基づく申請者からの補正については、一を経過後の補正はいかなる場合も認められません。

なお、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできています。

(問13) 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

(問14) どのような事項を登記するのですか。

(答) 登記する事項は次のとおりです(組登令2②)。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額

(問 15) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 改正組合等登記令の施行後は、理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

なお、改正 NPO 法施行前から、理事の代表権を制限している法人について、改正 NPO 法施行後 6 ヶ月以内に理事の抹消登記を行う必要があります。

(問 16) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしか。それとも、理事長等理事の代表者のことでしか。

(答) NPO 法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第 2 条第 2 項第 4 号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほか、法第 17 条の 3 の「仮理事」、法第 31 条の 5 の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行って理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります（問 15 を参照してください）。

(問 17) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

(答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の 7 項目です（組合等登記令第 25 条において準用する商業登記法第 17 条）。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項（登記所備え付けの書面に記載し、別紙として添付する。）
- ⑤ 所轄庁の許可（認証）書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示（〇〇法務局等）

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が 2 枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません（各種法人等登記規則（昭和 39 年法務省令第 46 号）第 5 条において準用する商業登記規則第 35 条）。申請書の記載方法は、登記所の窓口にお問い合わせください。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款（組合等登記令第 16 条第 2 項）
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面（組合等登記令第 16 条第 2 項）
具体的には、定款と各理事の就任承諾書が該当します。
- ③ 資産の総額を証する書面（組合等登記令第 16 条第 3 項）
具体的には、財産目録が該当します。

④ 設立認証の謄本（組合等登記令第25条において準用される商業登記法第19条）

具体的には、設立認証書の写しが該当します。なお、登記の申請書に押印すべき者（成立時の法人の代表者、一般的には理事長）は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません（組合等登記令第25条において準用される商業登記法第20条）。

(問18) 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

(答) 設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続きは終わりではありません。

まず、登記をしたことを証する登記簿謄本及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります（法第13条第2項）。

また、NPO法人は、設立の登記をした後2週間以内に、従たる事務所の所在地においても、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合は、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります（組合等登記令第11条第1項）。

(問19) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。

(答) 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請書等の書類（電磁的記録を含みます。）を作成することができるのは行政書士に限られます（行政書士法第1条の2、第2条）。ただし、申請書等の書類の提出手続きの代理や申請書等の作成につき相談に応じることは行政書士以外の者でも可能です。

第3章 認定NPO法人制度について

(問20) 認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

(答) NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は仮認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）。

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます。）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法

37④、措法66の11の2②)。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人(仮認定NPO法人は対象となりません。)に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70①⑩)。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70②⑩)。

④ 認定NPO法人(仮認定NPO法人は対象となりません。)の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに(みなし寄附金)、寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります(法人法37⑤、法令73①、法規22の5、措法66の11の2①)。

(問21) 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

(答) 認定又は仮認定(以下「認定等」といいます。)の手續が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っていますので、所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は任意の手續ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁(143～145頁を参照してください。)に事前に電話で相談の日時等を予約ください。

(問22) 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

(答) NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、以下のような書類の提示(又は提出)をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリックサポートテストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録	パブリック・サポート・テストに関する基準

	(会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリックサポートテストに関する基準 活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準 運営組織及び経理に関する基準 事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリックサポートテストに関する基準 活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリックサポートテストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリックサポートテストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリックサポートテストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準 事業活動に関する基準 不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

(問23) 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

(答) 認定又は仮認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています(法45①八、59①一)。

したがって、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は仮認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定又は仮認定の申請をすることができます。

(問24) 設立から5年以上を経過している場合は、仮認定を受けることができないのでしょうか。

(答) 仮認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています(法59①二)。

ただし、改正NPO法施行日(平成24年4月1日)から起算して3年を経過する日までの間に仮認定

の申請を行おうとする NPO 法人については、法人の設立の日から5年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができます（法附則7）。

（問 25）認定、仮認定の更新をすることはできますか。

（答） 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定 NPO 法人として活動を行おうとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます（法51②③⑤）。

また、仮認定の有効期間は所轄庁による仮認定の日から起算して3年となり、仮認定の有効期間が経過したときは、仮認定は失効します（更新はできません）ので、仮認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定 NPO 法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。なお、仮認定 NPO 法人が、認定 NPO 法人として認定を受けたときは、仮認定の効力を失います（法61）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

（問 26）特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成していますが、パブリックサポートテスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収益も含めなければならないのでしょうか。

（答） パブリックサポートテスト（PST）について相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額（経常収益計と経常外収益計の合計額）が、総収入金額となります。

（注）1 活動計算書における「固定資産売却益（臨時的なものに限ります。）は、パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表（第1表 相対値基準）の④欄の記載の必要はありません。

2 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

（問 27）パブリックサポートテスト（PST）の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

（答） 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、パブリックサポートテスト（PST）の判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費^③。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合があります。）については、その名称にかかわらず、パブリックサポートテスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、パブリックサポートテスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問 28) NPO 法人が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ 5 千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリックサポートテスト（PST）の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO 法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、パブリックサポートテスト（PST）の判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該 NPO 法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、パブリックサポートテスト（PST）の相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定 NPO 法人等である場合には、当該認定 NPO 法人等が寄附者に領収書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます（問 53、問 73 参照）。

(注) NPO 法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額 1 円として評価することとなります。

(問 29) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリックサポートテスト（PST）の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) パブリックサポートテスト（PST）の判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、パブリックサポートテスト（PST）上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分からない寄附金については、パブリックサポートテスト（PST）の判定上の寄附金として取り扱うことはできません^(註)。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、パブリックサポートテスト（PST）の判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

(問 30) NPO 法人の設立に当たり、当該 NPO 法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

(答) 新たに NPO 法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立された NPO 法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うこととなります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することとなります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO 法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

(問 31) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

(答) 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO 法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないで NPO 法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

(注) 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

(問 32) 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はパブリックサポートテスト（PST）の計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

(答) 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規 5 ①一）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

(問 33) パブリックサポートテスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

(答) 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数の合計数が年平均 100 人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、その NPO 法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

(問 34) 寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

(答) 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や 1,000 円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○ 口 計○○○○円」、「少額寄附 ○ 口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えあ

りません。

(問 35) 寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

(答) 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります(法 44②一)。

また、認定又は仮認定後においても、毎事業年度初めの三月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間(仮認定の場合は3年間)その事務所に備え置く必要があります(法 54②、62)。

したがって、認定、仮認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

(問 36) パブリックサポートテスト(PST)について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要はありますか。

(答) 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。
- ③ 認定申請を行う NPO 法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があります、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管(寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません。)をお願いいたします。

(問 37) 絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

(答) 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいで差し支えありません。

(注) 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

(問 38) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

(答) 寄附者(又は役員)と生計を一にする者とは、寄附者(又は役員)と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

(注) 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のよ

うな場合には、それぞれ次によります。

(1) 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

(2) 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

(問 39) 絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

(答) 寄附金の額が 3,000 円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成 23 年 3 月期、平成 24 年 3 月期の 2 事業年度とします）の法人が、寄附者 A さんから以下のように 5 回に分けて合計 10,000 円の寄附を受けた場合、平成 23 年 3 月期は合計 8,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成 24 年 3 月期は合計 2,000 円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者 A さんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成 23 年 3 月期	平成 22 年 5 月	2,000 円	合計 8,000 円 \geq 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウント
	平成 22 年 8 月	2,000 円	
	平成 22 年 10 月	2,000 円	
	平成 23 年 2 月	2,000 円	
平成 24 年 3 月期	平成 23 年 5 月	2,000 円	合計 2,000 円 $<$ 3,000 円 ⇒ 1 人としてカウントしない

(問 40) 近所にお住まいのご夫婦から 3,000 円（夫から 2,000 円、妻から 1,000 円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると 3,000 円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年 3,000 円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計 3,000 円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

(問 41) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係る PST 基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人の名称

及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(問 42) 条例の個別指定を受けた NPO 法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当 NPO 法人の事務所はありません。この場合でも、パブリックサポートテスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことによりパブリックサポートテスト（PST）を満たすこととなる NPO 法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所^(註)を有する NPO 法人に限られます。
したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のパブリックサポートテスト（PST）（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません。）をいいます。

(問 43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(註)必要があります。
(注) その条例が、地方自治法第 16 条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問 44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び3親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 8 名いるとして、その中に Y さんの夫である A さんと、Y さんのいとこの B さん、B さんの長男の C さんがいます。なお、Y さんは当該 NPO 法人の役員とはなっていません。
このような役員構成の場合には、B さんと C さんは親族となります（1 親等の血族）が、A さんは B さん及び C さんと親族関係はありません（4 親等及び 5 親等の姻族となります。）。
したがって、「配偶者及び 3 親等以内の親族」に該当する人数は 2 人となります（法 45①三イ(1)）。
(注) 手引き(2)36 頁の《3 親等以内の親族図》を参照ください。

(問 45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO 法人の役員が 10 名いるとして、その中に株式会社 X の役員である A さんと B さん及び A さんの長男である C さんがいます。
このような場合には、株式会社 X を「特定の法人」とみると、A さん及び B さんは株式会社 X の役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、C さんは A さんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。
したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は 3 人となります（法 45①三イ(2)）。
(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問 46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがありますが、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、

後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません(法45①三八、法規20)。

(問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと(法人規53)。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること(法人規54、同別表二十)。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること(法人規55)。
- ④ たな卸表を作成すること(法人規56)。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること(法人規57、同別表二十一)。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること(法人規59)。

(注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続きを踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます。)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます。)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

(問49) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

(問 50) 役員が認定又は仮認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定 NPO 法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該他の認定 NPO 法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないものが役員に在る認定 NPO 法人等は、義務的取消しの対象となります(法 47 一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は仮認定の取消しに関する聴聞手続きが行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問 51) 認定等の申請を行った NPO 法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁から NPO 法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行った NPO 法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされています(法 49①、法 62)。

また、所轄庁は、認定又は仮認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています(法 49②、62)。

- ① 当該認定 NPO 法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は仮認定の効力を失った場合には、所轄庁から NPO 法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています(法 57②、62)。

(問 52) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第 47 条第 4 号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第 47 条第 4 号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含みます。)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問 53) 認定 NPO 法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所得税(所得控除又は税額控除)

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その特定寄附金が認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)、②その金額及び受領年月日を認定 NPO 法人等が証した書

類を添付又は提示する必要があります（所令 262①、所規 47 の 2③）。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法 41 の 18 の 2③、措規 19 の 10 の 3）。

ロ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます。）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定 NPO 法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12⑨）。

ハ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定 NPO 法人（仮認定 NPO 法人は対象となりません。）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法 70⑤⑩、措規 23 の 5）。

ニ 個人住民税

個人が条例により指定された認定 NPO 法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません）。

（注） 条例で個別に指定された NPO 法人で認定 NPO 法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

第 4 章 法人の管理・運営について

（問 54）定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

（答） 法第 29 条で NPO 法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第 28 条第 1 項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

（問 55）「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

（答） 法第 5 条第 1 項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2 事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

(問 56) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(答) 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

(問 57) 今回の法改正により「収支計算書」が「活動計算書」に改められましたが、どのように内容が変わったのですか。

(答) 収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すものであることから、法人の財務的生存力を把握する上で重要な書類の一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(問 58) 旧法の「収支計算書」の提出は認められるのですか。

(答) 改正法の附則第6条第2項では、当分の間、活動予算書、活動計算書に代えて従来の収支予算書、収支計算書を作成、提出することを認めています。このため、当分の間は、従来の NPO 法人の会計処理によって、収支予算書、収支計算書の提出が認められます。

しかし、活動計算書(予算書)を作成する法人と、収支計算書(予算書)を作成する法人が混在することは、法人間の比較を困難にし、外部の利用者に混乱を与えるため、できる限り速やかに活動計算書(予算書)に移行することが望まれます。

(問 59) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(答) NPO 法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の事業(その他の事業)を行うことが認められています(法5①)が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません(法5②)。

これは、①その他の事業によって得られた収益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別業表示するのではなく、活動計算書(予算書)において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産(在庫品としての棚卸資産等)で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

(問 60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO 法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用

な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

(問 61) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更(認証を要する事項の場合)の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです(法第25条第4項)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があったこと等を公告し、定款等を受理した日から2カ月間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内(つまり、申請受理後4カ月以内)に、認証又は不認証の決定を行う必要があります(法第25条第5項)。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張(法令用語では「対抗」)することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地においては定款変更の認証を受けてから2週間以内に、従たる事務所の所在地においては、3週間以内に行う必要があります(組登令3第①、11③)。

(問 62) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人(所轄庁は当該指定都市の長)が当該指定都市外に事務所を増設した場合(所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます)や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合(所轄庁は神奈川県知事)ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します(法第26条第1項)。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです(法第25条第4項、第26条第2項)。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款
- ④ 役員名簿(最新のもの)
- ⑤ 次の事項に関する確認書
 - ア 法人の活動が宗教活動を主たる目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号イ)
 - イ 法人の活動が政治上の主義の推進等を主たる目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号ロ)
 - ウ 法人の活動が公職の候補者等の推薦等を目的とするものでないこと(法第2条第2項第2号ハ)
 - エ 法人が暴力団そのものでなく、また、暴力団等の統制下でないこと(法第12条第1項第3号)
- ⑥ 直近の事業報告書
- ⑦ 直近の活動計算書
- ⑧ 直近の貸借対照表(1部)
- ⑨ 直近の財産目録
- ⑩ 年間役員名簿
- ⑪ 直近の事業年度末実における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、事業報告書等を作成するまでの間に合併する場合は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することが可能とされています。

認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

(問 63) 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出ただけでよく、所轄庁の認証は必要ありません(法 25③)。

① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人(所轄庁は千葉市長)が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人(所轄庁は神奈川県知事)が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

② 役員の定数に関する事項

③ 資産に関する事項

④ 会計に関する事項

⑤ 事業年度

⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項

⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項(具体的には事務所の所在地の変更)については、登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

(問 64) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

(答) 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員「変更」としては、次のような場合が考えられます。

① 再任

② 任期満了

③ 死亡

④ 辞任

⑤ 解任

⑥ 氏名、住所又は居所の変更(「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません。)

⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾書、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面(法 10①二ロ)と役員の宣誓書(法 10①二ハ)を添付することが必要です(法 23)。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなくてはなりません(組登令3)。

(問 65) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。
しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています(法14)。

(問 66) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(答) 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第28条第2項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

(問 67) NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

(答) NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることとなります(法28③)。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

(問 68) 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

(答) 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として有効なもの、すなわち最新のものを閲覧させることとなります。

(問 69) 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

(答) 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

(問 70) 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

(答) NPO 法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。
ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO 法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿(法30)ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。
なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

(問 71) 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

(答) 開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととして、当該行為に係る手数料を取ることは不相当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコピー機等を設置し、実費（コピー代及び紙代等）を徴収することは、当事者間の合意に委ねられることとなります。

(問 72) 事業年度終了後の報告のほか、認定 NPO 法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 次のような場合に、それぞれ次に掲げる書類を条例で定めるところにより作成し、その写しを所轄庁へ提出する必要があります（法 55②、62）。

	提出時期	提出書類
助成金の支給を行った場合	事後遅滞なく	助成の実績を記載した書類
海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除きます。)を行う場合	事前	金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
	(注) 災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難な場合は、事後遅滞なく、金額及び使途並びに実施日を記載した書類	

そのほか、名称変更した場合など一定の場合（問 64 を参照してください。）に該当するときは、所轄庁等に届出をする必要があります。

(問 73) 認定 NPO 法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

(答) 認定 NPO 法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、措規上、「…認定特定非営利活動法人等の行う措法第 66 条 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定 NPO 法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかが記載されている必要があります。また、認定 NPO 法人等寄附金控除（税額控除）の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります（措規 19 の 10 の 3、22 の 12）。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

(問 74) どのような場合に認定、仮認定は取り消されますか。

- (答) ① 次の場合には、認定又は仮認定が取り消されることとなります（法 67①）。
- イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
 - ロ 偽りその他不正の手段により認定、仮認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき
 - ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき

- ニ 認定NPO法人等から認定又は仮認定の取消しの申請があったとき
- ② 次の場合には、所轄庁は認定又は仮認定を取り消すことができます（法67②）。
 - イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき
 - ロ 法第29条の事業報告書等の提出、第52条第4項又は第54条第5項の閲覧の規定を遵守していないとき
 - ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

(問75) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定NPO法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法67②）。通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定NPO法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置するとなく認定等を取り消されることがあります。

(問76) 事業年度の途中で役員の子族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の子族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています（法67②）。なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として子族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少ないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

(問77) 認定又は仮認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

(答) 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法47二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は仮認定を受けることができないため、再度仮認定の申請を行うことはできません（法59三）。

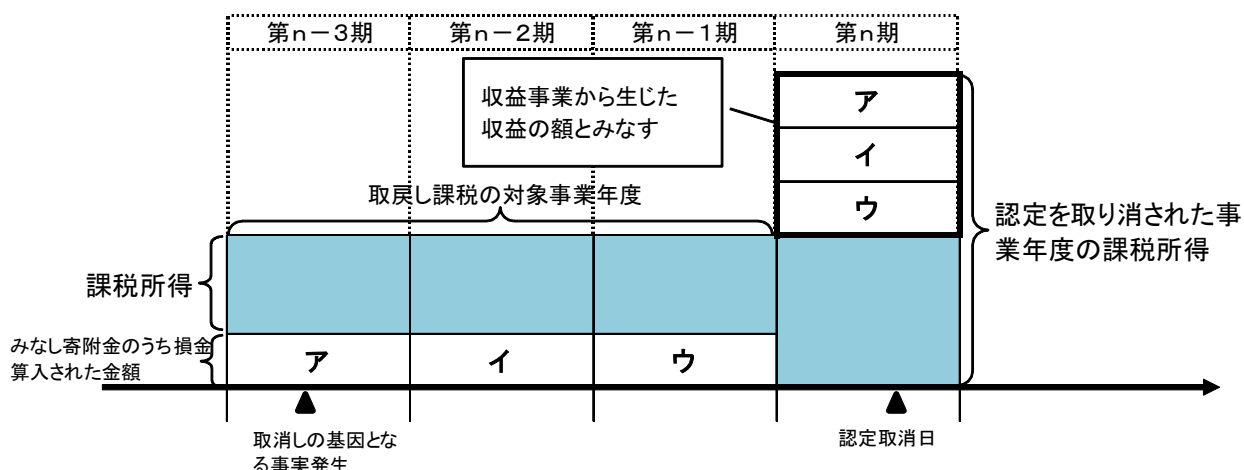
(問78) 認定が取り消された場合の戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます（措法66の11の2③④⑤）。

この制度は、平成23年6月30日以後に認定を取り消されたNPO法人の、平成23年6月30日以後に開始する事業年度において損金の額に算入したのみなし寄附金の額について適用されます。

(注) のみなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（手引き(2)54頁を参照してください）。

【概要図】



(問 79) 国税庁長官の認定を受けた法人（旧認定法人）でその認定の有効期間の終了する日が改正 NPO 法施行日（平成 24 年 4 月 1 日）以降に到来する法人が、改正 NPO 法施行後、その認定の有効期間内に所轄庁の認定を受けた（新認定法人）場合、事業年度終了後に提出する書類は、所轄庁と国税庁の両方に提出する必要がありますか。

(答) 改正 NPO 法施行日前に改正前の租税特別措置法に基づき国税庁長官の認定を受けた旧認定法人については、改正 NPO 法施行後も改正前の租税特別措置法が引き続き適用され、その認定の有効期間は、従前のおお「国税庁長官の定める日から 5 年間」となります。

旧認定法人が改正 NPO 法に基づき所轄庁に認定された場合には、所轄庁の認定と国税庁長官の認定が並存することとなりますが、事業年度終了後に提出する書類は、新認定法人の利便性の観点等から、所轄庁に提出すればよいこととしております。

ただし、事業年度の途中で新認定を受けた場合で、当該事業年度において旧認定法人であった時期と、旧認定法人かつ新認定法人という時期が並存する場合には、所轄庁と国税庁長官それぞれに対して提出する必要があります。

(注 1) 助成金の支給を行った場合及び海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除きます。）を行う場合又は法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名に変更があった場合の提出書等も、上記と同様の取り扱いとなります。

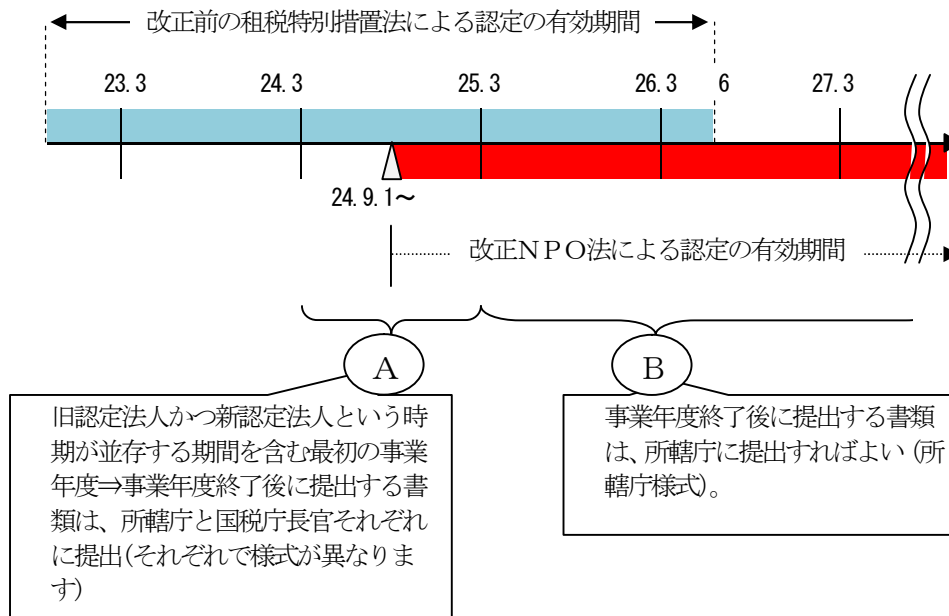
(注 2) 所轄庁に事業年度終了後に提出する書類等と、国税庁長官に提出する書類等は、様式が異なりますのでご注意ください。

【具体例①】

(認定の有効期間が平成26年6月30日までである3月決算の旧認定法人が、平成24年9月1日(事業年度の途中)に新認定法人として認定を受けた場合)

⇒平成25年3月期(下図A)・・・所轄庁と国税庁長官それぞれに対しそれぞれの様式にて提出する必要があります。

平成26年3月期以降(下図B)・・・所轄庁の様式にて所轄庁に対して提出すればよいこととなります。

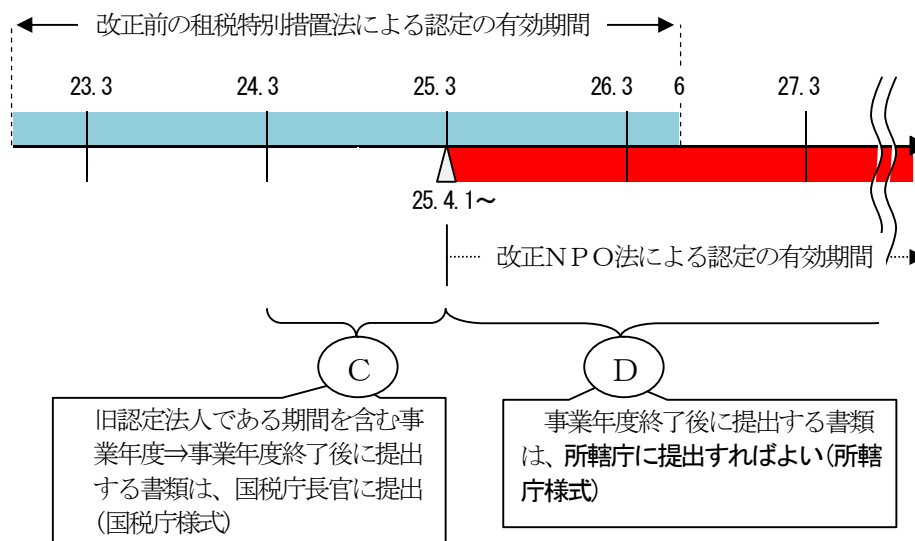


【具体例②】

(認定の有効期間が平成26年6月30日までである3月決算の旧認定法人が、平成25年4月1日(事業年度の開始日)に新認定法人として認定を受けた場合)

⇒平成25年3月期(下図C)・・・国税庁が定める様式により国税庁長官に対してのみ提出する必要があります。

平成26年3月期以降(下図D)・・・所轄庁が定める様式により所轄庁に対して提出すればよいこととなります。



第5章 法人の合併・解散について

(問 80) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑤ 役員の就任商談及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法第 2 条第 2 項第 2 号）及び暴力団の統制下でないこと等（法第 12 条第 1 項第 3 号）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併当初の財産目録
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑫ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

(問 81) 法第 35 条第 1 項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるのですか。

(答) 財産目録は、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

一方、合併の申請時に提出する財産目録は、合併後の法人の合併当初の財産目録ですので、法第 35 条により作成される財産目録とは、別のものです。

(問 82) 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第 2 条第 1 項の規定により、設立の認証の通知があった日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。従たる事務所がある場合には、組合等登記令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、設立の登記をした後 2 週間以内に、登記をしなければなりません。従たる事務所が複数ある場合には、そのすべての事務所の所在地で登記する必要があります。

また、登記を行わなかった場合には、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

(問 83) 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

(答) 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます（会社法第939③）。

（問84）認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

（答） 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します（手引き(1)88頁参照）。

認定基準		合併前の判定方法
パブリックサポートテスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は仮認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。